

池田町「指導者バンク」設置要綱

(令和6年12月12日)

(目的)

第1条 この要綱は、本町の実情に応じて、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な地域の環境づくりを目指し、学校部活動の地域移行や地域連携の取組に資するため、生徒を対象に行う学校部活動や地域スポーツ・文化芸術活動の実施主体など（以下「地域クラブ活動」という。）における指導者の候補となり得る者を、学校部活動や地域クラブ活動の求めに応じて指導していくことを目的として設置する池田町「指導者バンク」（以下「指導者バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、指導者バンクに登録する者（以下「指導者バンク登録者」という。）を以下のように定義する。

- 1 「部活動指導員」とは学校部活動の顧問教員に代わり指導や引率等を行う指導者。
- 2 「地域クラブ活動指導者」とは学校部活動に代わり、地域で行われるスポーツ・文化芸術活動等の地域クラブ活動を指導する者。
- 3 「部活動サポーター」とは顧問教員と共に学校部活動を指導する者。

(登録の要件)

第3条 指導者バンク登録者の要件は、池田中学校における部活動、または地域クラブ活動での指導等が可能である者とする（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当するなど、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる者を除く）。

(募集手続)

第4条 指導者バンクの募集手続きについては、別に定める募集案内により実施する。

(運用の方法)

第5条 応募者は、応募フォーム（北海道電子自治体共同システムを利用）を通じて申し込む。

- 2 教育委員会は応募内容を確認の上、応募者へ直接連絡し、勤務条件の確認や面接等の選考方法に係る調整を行い、選考を実施する。なお、地方公務員法第16条の欠格条項等に該当する場合や、応募者が学校教員であり、当該教員の心身の健康への配慮等のため必要と認められる場合は登録せず、その旨を相手方へ連絡する。
- 3 教育委員会は前項の選考の結果、指導者バンク登録者として任用・委嘱等した場合は、指導者バンク登録者として登録した旨をメール等で応募者へ連絡する。
- 4 教育委員会は、指導者バンクを更新した都度、池田中学校及び地域クラブへ情報を共有する。

5 教育委員会は、指導者バンク登録者からの登録内容の変更や登録抹消の申出に応じて指導者バンクの登録内容を更新する。原則として申出がない限り継続して行うが、長期にわたり連絡が取れない場合などは登録を抹消することが適当と判断する。

(研修)

第6条 教育委員会は、指導者バンク登録者に対し、必要に応じて研修を実施する。

(その他)

第7条 教育委員会及び指導者バンク登録者の情報提供を受けた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、取得した個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。